

平成21年3月10日

福島県土木部建築指導課

## 宅地建物取引業者の処分について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づき、宅地建物取引業者に対して次のとおり業務の停止処分を行いました。

### I 被処分者 有限会社大富建設

1 所在地 福島市大森字高田9番地

免許番号 福島県知事（1）第2657号

2 処分の種類及び期間

平成21年3月23日から同年4月5日までの14日間の業務の全部停止

3 処分の理由

- (1) 事務所に、専任の取引主任者を常勤させていなかったため。
- (2) 従業者に、法で義務づけられた従業者証明書を携帯させていなかったため。
- (3) 事務所に、法で義務づけられた従業者名簿を備え付けていなかったため。
- (4) 事務所に、法で義務づけられた帳簿を備え付けていなかったため。

### II 被処分者 松長不動産商会

1 所在地 会津若松市館脇町10番35号 城見荘1号

免許番号 福島県知事（6）第50168号

2 処分の種類及び期間

平成21年3月23日から同年4月5日までの14日間の業務の全部停止

3 処分の理由

- (1) 事務所に、専任の取引主任者を常勤させていなかったため。
- (2) 従業者に、法で義務づけられた従業者証明書を携帯させていなかったため。
- (3) 事務所に、法で義務づけられた標識を公衆の見やすい場所に掲示していなかったため。

#### 【問い合わせ先】

土木部建築総室建築指導課

（担当者名）専門建築技師 村井弘道

電話 024-521-7523（内線）3674

FAX 024-521-7955